

全国民間保育園経営研究懇話会

経営懇ニュース 4月号 (No.125)

2014年4月23日

162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ 3F Tel03-6265-3174 Fax03-6265-3184 gsp10404@nifty.com

会員のみなさん、いかがおすごですか

新年度がスタートしました。新しく職員や子ども・保護者を迎え入れ、保育園がにぎやかになる季節ですね。また、新園・分園の開設や新たな事業展開等、慌ただしく新年度を迎えた法人も多いのではないのでしょうか。

さて、新制度施行まで、あと1年と迫ってきました。しかし、昨年度末に出すとされていた政省令は、いまだに出されていません。基準等にかんするパブリックコメントのみ募集されましたが、2週間という短期間の募集です。この状況で、来年4月から新制度を実施しようとするれば、市町村には多大な負担がかかることが予想されます。また、公立保育園・幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行の方針をうちだした自治体がある一方で、保育所は現行のままとしている自治体もあり、自治体の状況や方針は様々です。

みなさんの自治体の状況は、いかがでしょうか。自治体窓口・担当者と連絡をとり、自治体の状況を把握しましょう。同時に、自治体から国へ率直な状況や要望を伝えていくよう、働きかけることが必要です。

第17回経営懇総会

学びを力に！総会&学習会のお知らせ

2014年6月1~2日に、第17回経営懇総会と新制度学習会をセットで開催します。1日目は、政省令と公定価格（仮単価）について、最新の情報を分析します。それをもとに、2日目は、保育所経営を貫く立場から幼保連携型認定こども園の移行問題を考えます。学習会を通じ、各法人としての考え方を整理したり、子どもの保育を受ける権利の保障にむけた運動の方向性を確認しあいましょう。そして、総会の中で、全国的な活動を交流し合い、今後の活動の力にしていきたいと思います。

第17回経営懇総会・新制度学習会

日程：2014年6月1日（日）～2日（月）

会場：1日 TKP市ヶ谷カンファレンスセンター

2日 エデュカス東京

講師：杉山隆一氏（佛教大学）、村山祐一氏（元帝京大学）

資料代：会員1,000円（会員外3,000円）※予定

*第17回経営懇総会は、2日の午後に開催します。

議案書は、5月下旬にお送りします。

新制度をめぐる動き

国の工程では、3月末に政省令をだすとされていましたが、4月22日現在出されていません。基準等に関するパブリックコメント募集（4/9～22）と、支援法・認定こども園法の一部改正に関するパブリックコメント募集（4/19～5/18）は、されています。一方、自治体むけ説明会が4月17日に開かれています（4/17資料等詳細は次号にて）。

●パブリックコメントの内容

4/9に募集されたパブリックコメントは以下の6件（内閣府関連・厚生労働省関連各3件）です。

- ①「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」案（内閣府）→認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業などの運営の基準（給付を受ける事業者を確認するための基準）
- ②「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」案（内閣府）→幼保連携型認定こども園の認可に関する基準
- ③「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」案（厚生労働省）→小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型事業の認可に関する基準
- ④「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」案（厚生労働省）
- ⑤「児童福祉施設の設備運営基準」案（厚生労働省）→4階以上に保育室を設置する場合の屋外避難階段設置の基準の緩和に関する改正
- ⑥「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」案（内閣府）

また、4/19に募集されたのは下記の2件です（別紙資料参照）。

- ①子ども・子育て支援法施行令案
- ②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令案→改正認定こども園法

先の6件は主に基準等に関するもの・あとの2件は施行令に関するものであり、パブリックコメントからは、政省令の全体像はみえてきません。

ただし、支援法の施行令には、経過措置として『市町村の条例が制定施行されるまでの間、内閣府令で定める基準を当該市町村の条例で定める基準とみなす』とあります。法律の施行時には市町村条例が決まっていなくてもいい、ということになり、何としても2015年4月施行をめざしている、と言えます。

●私立幼稚園の新制度への円滑な移行を～4/10 事務連絡

4/10に、内閣府・厚労省・文科省から、『私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行等について』の事務連絡が出されています（別紙資料参照）。

この間、国は、認定こども園への移行を促進すべく、供給過剰地域でも認可・認定ができる、量の見込みに上乗せして都道府県事業計画を立ててほしい、とする事務連絡（H25.12.18、資料参照）を、重ねてだしています。4/10の事務連絡では、特に私立幼稚園に対し、新制度の情報を提供し、移行の支援を行うよう要請する内容になっています。

施行まで1年をきる状況になっても、このような事務連絡で徹底しなければ、新制度の目玉である幼保連携型認定こども園が位置づかない状況にある、といえます。

●つくられている幼保連携型認定こども園への移行ムード

2012年の法律成立過程では三党合意によって、幼保連携型認定こども園への移行は義務付けなかったものの、上記の事務連絡でも移行を促進しようとする国の姿勢がうかがえます。また、公立の保育所・幼稚園を認定こども園化する方針を打ち出した自治

体もあります。しかし、市町村の保育実施責任が伴わない施設・事業しかなくなれば、子どもの保育を受ける権利を保障する仕組みがなくなってしまう。これは大きな問題ではないでしょうか。

公定価格の骨格等の資料をみる限り、保育所と幼保連携型認定こども園とに大きな差はつけられませんが、介護保険等の先行事例を参考に考えれば、給付は財政状況によって削減されることが予測されます。保育所として市町村の委託を受けた事業の方が、安定的であり、子どもの保育を受ける権利を保障することができる仕組みです。

幼保連携型認定こども園への移行が主流であるかのような雰囲気がつくられつつありますが、ムードに流されず冷静に判断することが求められます。

全国状況・自治体の動き

●苦勞している市の担当、施行時期は動かしようがないのか？／石巻市の現状

・石巻市では、ニーズ調査が終了し、4月初めの子ども・子育て会議で報告がありました。その中では大事な間違いを指摘できたので良かったと思います。

「定期的に利用している事業所」の設問に、回答者の7割が認定こども園を利用しているというコメントがあり、質問したところ、正しくは「公立保育所、認可保育所の誤り」と判明し、ホッとしました。ニーズ調査は終わったものの、数字をどう読み解くのが課題です。沿岸部では、地震・津波災害により人口が減少し、調査に応じられた人数も極端に少ないため、そこから出た数字には、偏りがあると言わざるをえません。

・石巻市は、市の保育・子育てビジョンを描くスタートラインにようやく立ったところ。震災後の民間幼稚園の状況も、新制度施行にむけた準備の中で、はじめて市として把握しました。民間幼稚園には、被災状況や休園・廃園の意向も確認したことが

なく、今回やっと目がむいた、というのが現状です。公立保育所の復旧や今後の街づくりとあわせて、石巻の子どもたちの育ちを保障するために、どのような事業計画をつくるのが、今後の課題です。

・一方、市の子育て支援課は本当に大変です。ニーズ調査まとめに個別意見を全部掲載する等、市もがんばっていますが、この間2人も長期病休者が出ています。担当課に限らず、仕事量に対して人手が圧倒的に不足し、仕事がまわっていない状況が震災以降続いています。こんな大変な状況の中で、2015年度から新制度を施行しなければいけないのか、何年か遅らせることはできないのだろうか、という思いもあります。

(談：石巻市・なかよし保育園・大橋巳津子)

●埼玉県『新制度では認可保育所にデメリットなし』～県の意向は？

3月25日に、埼玉県福祉部少子化政策課が主催する民間保育所の所長会議が開催されました。新制度については、厚労省の少子化対策企画室の竹林室長から説明がありました。県からは、2014年度予算や県としての待機児童対策について等々、報告されましたが、新制度については殆ど説明がありませんでした。

参加者から、「認可保育所として、移行せず残った場合のデメリットはないのか？」と質問がありました。県は、「デメリットはほとんどない。あるとすれば、幼稚園と幼保連携型認定こども園につけられる予定の事務職員の補助（週2日分）のみ」と、回答しました。県は、当日配布した県作成の資料でも、新制度施行後の認可保育所において、デメリットは『特になし』と記載しています（別紙資料参照）。

その後、埼玉県保育問題協議会と県の懇談（4月）において、再度「認可保育所にデメリットはないのか」と質問しました。県は、「デメリットはないが、メリットもない。今と変わらない。」と回答。そこで、「今と変わらないのであれば、県の単独補助も変わ

らないということか」と聞くと、「公定価格による」という回答でした。

埼玉県は、幼稚園には幼保連携型認定こども園への移行を勧める（県主催の幼稚園園長会議において）一方、保育所に対しては幼保連携型認定こども園への移行を促すという姿勢は見せていません。しかし、今後、公定価格がどのような設定で出されるのかによっては、現在の保育の水準が維持できない可能性もあります。引き続き、要望していくことが必要です。（談：所沢市・あかねの虹保育園・牧 裕子）

各地域の活動・運動

●今後の保育園経営、どうする!?～理事もまじえて新制度学習会／京都経営懇

京都経営懇では、毎月例会を開催し、学習や交流をすすめています。2月の例会は、会員（園長が中心）以外にも、各法人の理事に参加を呼びかけ、新制度施行後の保育園の財政・運営を考える学習会として開催しました。会員20名の他、各法人から22名の理事が参加し、計42名の学習会となりました。

講師には、税理士の持田晶子さんを招き、『どうなる保育園経営!?』と題して、新制度の概要と施行後の保育園の運営についてお話いただきました。また、新会計基準導入の背景等もお話いただき、参加者から「わかりやすかった」といった声がありました。

京都経営懇は園長が中心で活動していますが、新制度の問題を考えるにあたっては、園長だけでは考えきれません。この間、京都市では、補助金制度が変更され、職員の経験年数に対する補助ではなく、保育園が行なった事業にポイントがつく加算制となりました。そういった状況もあり職員の給与体系の見直しを迫られる等々、今後の保育園経営をどう考えるのが、新制度への対応と合わせて、大きな課題になっています。こういった問題に理事会として

対応していけるように、理事の方々と一緒に学習会を行いました。22名の参加をえて、法人・理事会として対応していく契機となったのではないかと思います。(談：京都経営懇・岡田佳子)

●声をあげなければ改善しない！鎌倉市の待機児童問題

神奈川・鎌倉たんぽぽ会・小林 忍

鎌倉市では、人口約17万人中、未就学児童は約7900人で、保育所は18か所(公立6、私立12)、認定こども園3園、その他の施設が6か所あります。鎌倉市の待機児童問題は深刻で、今年2月の時点では、225人が入所不承諾となりました。そのうち104人は1歳児で、半数を占めました。

保育園に入所不承諾となった保護者数人が相談しにきました。なんとしても保育園に入らなければ困るという切実な保護者の声を聞き、「鎌倉市へ異議申立書を提出する」ことをアドバイスしました。保護者達は、保育課へ異議申立を提出しました。この後行われた第2次入所審査で約30名の入所者を増やすことができました。

◆一緒に声をあげよう～集団で異議申し立てを

しかし、待機児童問題の解決には程遠く、その後も3月中旬に入り新たに保護者が相談にきました。雨の中、子どもを連れて涙を流しながらの相談でした。「泣いていても問題は解決しません。一緒にどうしたらよいか考え、声をあげましょう」と励ましました。話しの中では、次のことを強調しました。

・児童福祉法24条には、市町村の保育実施責任が

明記されている。

・子どもの成長発達にとって、乳幼児期の育ちがとても大切である。

・困っている当事者が声をあげることが大切である。

そして、実際の

異議申立書の書き方、提出の仕方を検討しました。

保護者3家族が、保育実施責任者である市長に直接異議申立書を手渡そうと市長に面談を求め、市役所の秘書課を訪問しました。しかし、議会開催中を理由に面談は出来ず、申立書を受理してもらい、面談の日程は別途調整することとしました。しかし、現在も、面談は実現していません。

その後、行政は、市長面談のかわりに担当部長との面談を提案してきました。それに対応するための集まりに、新たに1家族が加わり、異議申立書を提出することにしました。

私たちは「保護者が求めていることは、市長面談であることを鮮明にして対応しよう。私たち保護者は、①認可保育所での保育を求めること。②当面の緊急対策をとって、保護者の労働が保障されるようにすること。③認可保育園に入れず無認可に入った場合、保護者助成をすること。以上を求めよう」と確認し合いました。

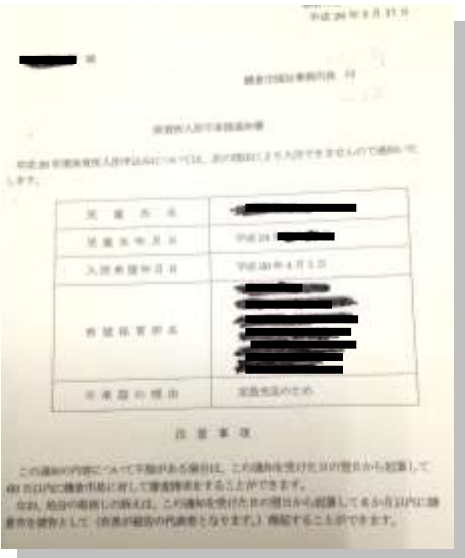
◆問題は解決していない、世論に訴えよう！

その後、異議申立てをした保護者はそれぞれ認可保育園への入所が決まったので、異議申立書を取り下げて欲しい旨、連絡が入りました。保護者たちは「自分たちは入所できるが、多くの人たちが待機児童として待っている。待機児童問題全体の解決のために、あらためて訴え文を書いて、マスコミ等を通じて訴えていこう」と相談しています。

異常な数の待機児童に直面し、保護者の切実な状況を知り、一緒に異議申立ての取り組みをしながら、行政に対しても、具体的な緊急対策として分園の開設を提案したり、その運営に当たっては法人として引受けることも表明しています。

私たち経営懇に参加する社会福祉法人は、待機児童問題を保護者の切実な問題として受け止め、その解決のために保護者とともに全力を挙げることが求められていることを実感しました。

今後、新制度が実施されていく中で、「認可保育所の増設で待機児童問題の解決を」という声を大きくあげていきたいと思っています。



←不承諾通知

●新制度が、少しでも良いものになるように～市へ質問書提出／中津川市でのとくみ

◆中津川市が認定こども園への移行を検討？

中津川市には、保育所 23 か所（公立 17、私立 6）、幼稚園 7 園（公立 4、私立 3）があります。中津川市は、今後の新制度施行にあたって、公立施設の幼保連携型認定こども園への移行を検討することを表明しました。隣の恵那市でも、公立施設を幼保連携型認定こども園に移行する方針を 3 月に出しており、そういった動きが影響していることも予想されます。

◆私たちの要望・意見を質問書として市に提出

中津川市内の保育関係者でつくる『よりよい保育を！中津川連絡会』では、連絡会として会合を行ない自分たちの意見・要望をまもめて市への質問書を作成しました。そして、市長に提出し、懇談を申し入れています。この間、公表されたニーズ調査の結果（数値のみ）を、連絡会として独自に整理し、その内容も質問書に反映させました。

◆質問書より（一部を紹介します。全文は資料集）

・ニーズ調査の声に耳を傾けて

（前略）中津川市でのニーズ調査は子育てに関わっているすべての家庭を対象に取り組み 73%以上の回収をされました。調査対象を無作為抽出して実施する自治体が少なくない中ですべての対象家庭から調査を実施されたことに中津川市が真剣に新制度と向き合いよりよいものに作りあげようとの意気込みが伝わって参ります。こうしたご努力に敬意を表します。同時に簡単ではない調査項目に真剣に応えられた保護者の方々の思いの強さを感じます。今後の子育て支援のあり方を検討するための拠り所がニーズ調査の中で示された市民の声であると思います。こうした声に耳を傾けて新しい支援制度の中に生かされることが大切だと思います。（中略）

私どもが独自に整理した「グラフまとめ」とコメントを添付いたしますのでご参照下さい。

・保育園・幼稚園の存続を

子育て新システムでは保育園、幼稚園を一体化しこども園に移行することが強制されました。しかしそれは地域の実情に合致しないとして保育園で有り続ける事も、幼稚園で有り続けることも自由に選択することが可能となりました。これは児童福祉法 24 条 1 項に位置づけられる

保育所における市町村の保育実施義務を引き続き堅持するとする制度の根幹に関わるものと考えます。そこでお尋ねしますが

- 1) 児童福祉法 24 条 1 項が復活したことをどのように評価して見えますか
- 2) 児童福祉法 24 条 1 項と 2 項な関係についてどのようにお考えでしょうか
- 3) 保育園と幼稚園の良さを生かすために存続させることについてどうお考えでしょうか

・幼保連携型認定こども園について

幼保連携型認定こども園の拡充が新支援制度の中で強調されています。確かに幼稚園のない地域において幼児期の教育・保育を受けさせたいと考える保護者にとって「保育の必要性」が認定されない場合に保育園に入園できなくなり幼児期の教育・保育を受ける機会が奪われる懸念があります。しかし、そうした場合に幅広く保育園への入園を認め幼児期の教育・保育の機会を保障してきた実績が中津川市にはあります。「保育の必要性」の認定基準を幅広く認めることによって幼児期の教育・保育の保障をはかることが出来ます。何よりも幼保連携型認定こども園には標準幼児教育時間が 4 時間である事、夏休みなどの長期休暇があること、「保育を必要とする」2 号認定の子どもとのクラス編成のあり方・保育室の移動など子どものすこやかな成長を保障する点でもニーズ調査で示された保護者の願いとは相容れない検討すべき多くの本質的な問題が指摘されております。

また、保育園は各地の子育ての拠点・地域の宝として地域の皆さんの援助によって作りあげられ、守られてきました。そうした地域の宝を新しい施設に作り替えるためには地域住民、保護者の理解・納得が必要です。そのためには十分な時間が必要でしょう。

そのため幼保連携型認定こども園について早急な移行はすべきではなく、慎重にその問題点を探り、解決方針を持って臨むべきではないかと考えます。そこでいくつかの懸念事項についてお尋ねします（以下、質問事項略）。

◆今後のとりくみ

この質問書をもとに、市長との懇談を要請していきます。中津川市での保育・子育てについて、市との懇談等を行い、ともに考えあいながら、すこしでも新制度を改善させていきたいと思

います。
（談：中津川市・かやの木保育園・丸山伸一）



<連載・第3回>

労務管理Q&A

社会保険労務士・松田康子（第一経理）

第3回「休憩中に、園舎の階段を踏みはずして職員が負傷。これは労災になるでしょうか」

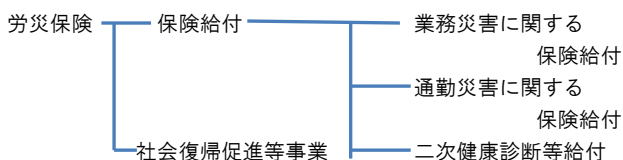
Q. 休憩中に園舎の階段を踏みはずして職員が負傷しました。これは労災になるのでしょうか。

A.

休憩時間中は自由な行動が許されているので、その間の災害については、原則として業務災害とは認められません。ただし、災害の原因が施設の欠陥などである場合は、労災保険の支給の対象となります。

こんにちは。「こういうことでケガをしたけど、労災になりますか？」というご質問を受けることがあるので、今回は労災の工作中的の災害についてお話をさせていただこうと思います。

突然ですが、「労働者災害補償保険法」（以下、労災保険という）という法律があります。この法律は、「労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気になったり、障害者になったり、あるいは死亡した場合に、被災労働者や遺族を保護するために必要な保険給付を行い、また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行うこと」を目的としています。みなさんが知っている労災は、この法律で定められている保険給付制度のことです。



支給される保険の種類には次のようなものがあります。

- (1) 療養(補償)給付：職員が工作中又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり療養を必要とする場合に支給されます。
- (2) 休業(補償)給付：職員が工作中又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり療養のため働くことができず、そのために賃金を受けない場合、その4日目から支給されます。
- (3) 傷病(補償)年金：療養補償給付(療養給付)を受けける職員の傷病が療養開始後1年6か月を経過しても治らず、その傷病による障害の程度が傷病等級表に定める傷病等級に該当し、その状態が継続している場合に支給されます。
- (4) 障害(補償)給付：工作中又は通勤による傷病が治った(治ゆ)あと、身体に一定の障害が残った場合に支給されます。
- (5) 介護(補償)給付：介護補償給付(介護給付)は、傷病補償年金(傷病年金)又は障害補償年金(障害年金)を受給している人のうち、一定の障害(要介護障害程度区分表)の状態にあり、かつ、現に介護を受けている場合に月を単位として支給されます。
- (6) 遺族(補償)給付：工作中又は通勤により死亡した職員の遺族に支給されます。
- (7) 葬祭料(葬祭給付)：工作中又は通勤により死亡した場合には、葬祭を行う人に葬祭料(葬祭給付)が支給されます。

ここで質問です。工作中に発生した死傷病の全てが労働災害と認められるのでしょうか？

労働災害として認められる業務災害とは、職員(園長も含む)の工作中的の負傷、疾病、障害または死亡をいいますが、仕事と職員の負傷・疾病・障害・死亡との間に因果関係がある場合に、労働災害と認められます。この因果関係は、「業務遂行性」と「業務起因性」という2つの基準で判断されます。

業務遂行性 事業主の支配下かつ管理下において、業務に従事している状態

業務起因性 業務に基づいて災害が起こり、その災害によって傷病に至ったことが明らかなき、すなわち、業務と災害の間に一定の因果関係があると認められたとき

つまり、業務遂行性は、労働関係のもとにあった場合に起きた災害なのかどうか。業務起因性は、仕事がケガ・病気の原因になったかどうかです。この両者が認められた場合には、労災保険の補償を受けることができます。

例えば、工作中、園舎内で階段を踏み外して骨折した場合、調理中に包丁で手を切った場合、園児がぶつかって負傷した場合は労災になります。理由は、業務災害は、その大部分が工作中に発生し、また、工作中に発生した災害は、大部分が業務災害であるといえると判断されるからです。

また、工作中、トイレに行く途中でケガをした場合も、労災になります。理由は、仕事を中断してトイレに行ったり、飲水等をする場合、これらの生理的行為は、仕事に付随する行為であるため、一般に業務遂行性が認められます。

逆に、昼休みに会社の敷地内でサッカーをしていて骨折した場合は、仕事が原因ではないため、労災にはなりません。しかし、この骨折が施設の欠陥や管理の問題によって生じた場合は、労災になります。理由は、施設の欠陥または管理に起因しているときは、一般に業務起因性が認められるためです。

出張中のケガも労災です。これは、出張の過程の全般について事業主の支配下にあるといえるため、積極的な私的行為を行う等の特別な事情がない限り、業務遂行性が認められると判断されます。

以上、具体的な例をいくつか挙げてみましたが、状況によっては、労災として認定されるかどうか

微妙なケースもあるのが現実です。この場合、労災事故として認められるかどうかという点を誰が判断するのかというと、管轄の労働基準監督署署長さんです。もしも労災事故に該当するかわからない場合は、労災を申請して管轄の労働基準監督署の判断に任せるという対応をオススメします。

なお、労災が発生したときは、どのような状況で誰が、いつ、どのような負傷・疾病が発生したか、現認者(事故を見ていた人)は誰かなどその詳細を確認しておきましょう。労災の申請書を書く時に必要になります。

最後に、業務中に発生した事故(労災)が元でケガをした職員さんから勤務時間中に病院にいきたくて申し出があった場合、病院への移動時間や診察時間の給与はどうすればいいのか迷うところですが、労災事故が原因で通院しなければならない状況でも、通院時間を労働時間として扱う法的義務はありません。つまり、このような場合でも「ノーワーク・ノーペイの原則」に当てはめ、通院時間中の給与を支払わなくても問題はありませんが、業務上の災害のための通院時間を労働したものとみなして給与の減額をしないという任意的な対応もありでしょう。

社会保険労務士の松田さんに質問してみませんか？疑問や質問を、事務局までお寄せ下さい。

* FAX : 03-6265-3184

* メール : gsp10404@nifty.com



当**面**の課題

●24条1項にもとづき 保育園経営を貫こう！

経営懇役員会として、『幼保連携型認定こども園ではなく、児童福祉法24条1項にもとづく保育園で保育事業を継続していこう』という声明を作成し、経営懇内外の民間保育園に呼びかけることとしました。

声明は、現在作成中です。4月中に、みなさんにお届けする予定です。近隣の保育園にも呼びかけましょう。

●市区町村へのとくみ

市町村の条例策定に向けて、市区町村にどう働きかけるかが重要です。できることから動きをつくりましょう。

*自治体・議会へ、要請や要望を！

- ・要望や請願署名（個人署名）等、具体的な要望事項を自治体・議会に届けよう。
- ・行政説明等に、質問や意見を出そう。

*関係者との共同のとくみを！

- ・保護者・関係者向け説明会開催を要望しよう。
- ・幅広い関係者・行政関係者も含めた学習会を企画したり、一致できる点で自治体への要望や懇談をしよう。

*新制度と他の運動を連動させよう！

待機児童問題や民営化反対の運動等を、新制度の運動と連動させてとりくもう

◆自治体にむけたとりくみ・自治体との関係づくりは、新制度問題だけでなく今後も継続していく課題です。市区町村の委託を受け、保育事業を担う法人・施設として、保育分野から町づくりに参加していくことも必要ではないでしょうか。

●学びを力に！

6/1～2 学習会&経営懇総会

集中的に新制度の最新情勢を学びます
講師は、杉山隆一氏、村山祐一氏。

総会は6/2の午後に開催します。

会場：1日 TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター
2日エデュカス東京

同封の資料（ご確認ください）

- ①資料集～パブリックコメント資料（施行令案等）、事務連絡資料、中津川市連絡会の質問書、埼玉県民間保育所長会議の資料
- ②第46回合研集会ご案内

★被災地の保育充実と研修活動 支援の募金にご協力を

被災地では、保育条件の整備の遅れや保育士不足による余裕のなさ、子育て世帯の生活の不安定さ等々、厳しい状況が続いています。その中でも少しでも保育を充実させ、保育者が見通しを持って保育できるように、研修活動支援の被災地募金が全保連から提起されました。ご協力ください。

◆募金の送金先

郵便振替口座 00110-8-117536

加入者名 全国保育団体連絡会

※送金の際に、「被災地研修支援募金」と明記下さい。

★メールニュースはじめました！

4月から、経営懇メールニュースを開始しました。昨年7月に開設したホームページと合わせて、迅速な情報提供をめざします。メールアドレスを連絡されていない会員園の方は、ご連絡ください。また、登録したアドレスに送信したものの、メールソフトの不具合等で届かない場合があります調整しています。

メールアドレスを連絡したのに届いていない園の方は、ご連絡ください。

